

### 収穫調査業務に係る指定調査機関の追加指定について

平成21年3月18日、国有林野事業における収穫調査業務に係る指定調査機関に「財団法人 北海道森林整備公社」を指定しましたので公表します。

国有林野事業において発注する収穫調査業務については、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年 法律第246号)に基づく農林水産大臣指定を受けた者のみが受注することができる(法第6条の5)とされており、公益法人であること等の条件を満たし(法第6条の6)、所要の事項を記載した申請書を提出(法施行規則第11条)することにより、農林水産大臣の審査を受けることができますが、調査業務を行う区域が一つの森林管理局の管轄区域を越えない場合は、森林管理局長が審査を行うこととなります。

今回指定した「財団法人 北海道森林整備公社」においては、指定調査機関では初の「北海道森林管理局管轄区域限定」での指定となります。

なお、指定調査機関については、これまで「財団法人 日本森林林業振興会」及び「社団法人 日本森林技術協会」が指定を受けております。

#### 【財団法人 北海道森林整備公社】の概要

代表者	理事長 梶本 孝博
支部等	札幌出張所・函館出張所・旭川出張所・北見出張所・帯広出張所
主な事業	各種森林調査・森林林業普及啓発・道民の森管理業務

#### 問い合わせ先

北海道森林管理局 販売第一課 河崎  
電話 050-3160-6295